

# 静岡県屋外広告物審議会

日 時 令和8年2月19日(木) 午前10時30分から  
場 所 県庁別館8階 第一会議室A

## 次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議案審議

(第1号議案)

屋外広告物の表示等を規制する地域の指定について

- 4 閉 会

### [配付資料]

- ・ 静岡県屋外広告物審議会 次第
- ・ 静岡県屋外広告物審議会 委員名簿
- ・ 静岡県屋外広告物審議会 座席表
- ・ 静岡県屋外広告物審議会 議案
- ・ 静岡県屋外広告物審議会 議案参考資料
- ・ 静岡県屋外広告物審議会 規則

# 静岡県屋外広告物審議会委員名簿

(敬称略)

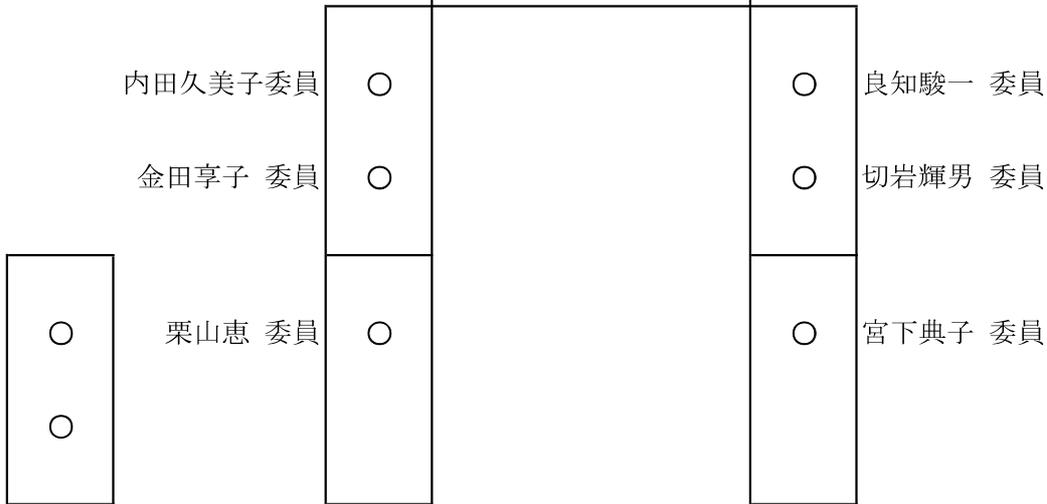
任期: 令和6年8月1日～令和8年7月31日

選任区分	氏名	職業又は役職	備考
学識経験者	岡田 智秀	日本大学理工学部教授	会長 Web出席
	稲葉 明久	公益社団法人静岡県観光協会理事	Web出席
	内田 久美子	静岡商工会議所女性会会長	
	金田 享子	アトリエ景株式会社代表取締役 公益社団法人日本サインデザイン協会専務理事	
	栗山 恵	アトリエWALK代表	
	堀口 綾子	静岡県商工会女性部連合会副会長	欠席
県議会議員	良知 駿一	静岡県議会産業委員会委員長	
	小沼 秀朗	静岡県議会建設委員会副委員長	Web出席
関係行政機関	高橋 直人	静岡県警察本部生活安全部長	欠席
業界代表	切岩 輝男	公益社団法人静岡県屋外広告協会理事	
知事が必要と認める者	宮下 典子	第一宣伝社代表	

# 静岡県屋外広告物審議会 座席表（現地）

○  
担当

モニター



--	--	--

都市局長 景観まちづくり課長 景観まちづくり課班長 司会（景観まちづくり課長）

--	--	--	--

建築確認検査室長 自然保護課長 文化財課長 観光政策課長 道路保全課長 交通規制課長

--	--	--	--

袋井土木 菊川市 傍聴 傍聴

--	--	--

傍聴 傍聴 報道

# 静岡県屋外広告物審議会 議案

## <第1号議案>

屋外広告物の表示等を規制する地域の指定について…………… 1頁

日 時 令和8年2月19日(木) 午前10時30分から

場 所 県庁別館8階 第一会議室A

静岡県屋外広告物条例第 27 条第 1 項の規定により、次のように本会に諮問された。

令和 8 年 2 月 19 日提出  
静岡県屋外広告物審議会会長

---

都 景 第 256 号  
令和 8 年 2 月 19 日

静岡県屋外広告物審議会会長 様

静岡県知事 鈴木 康 友

屋外広告物の表示等を規制する地域の指定について（諮問）

このことについて、別案により地域の指定を行いたいので、静岡県屋外広告物条例第 27 条第 1 項の規定により諮問します。

(第1号議案)

## 屋外広告物の表示等を規制する地域の指定について

条例第5条第2号及び第3号の規定に基づき知事が指定する区間及び区域を次のように指定する。

道路

路線名	変更前		変更後	
	普通規制地域		普通規制地域	
	指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域
菊川市道赤土高橋線	菊川市道嶺田川上線との交差点から菊川市道南71号線との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	菊川市道嶺田川上線との交差点から県道大東菊川線との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)
県道大東菊川線	—	—	菊川市道赤土高橋線との交差点から南88号線との交差点までの区間	左記の指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)

### 【指定理由等】

#### 1 指定理由

市道赤土高橋線は既に規制地域に指定されている供用開始済み区間の延伸により県道掛川浜岡線と県道大東菊川線との接続道路となるため、供用開始済み区間と同様に沿道100メートルの普通規制地域に指定し、無秩序な屋外広告物の表示等を防ぎ、当該道路の沿道景観を保全するものです。

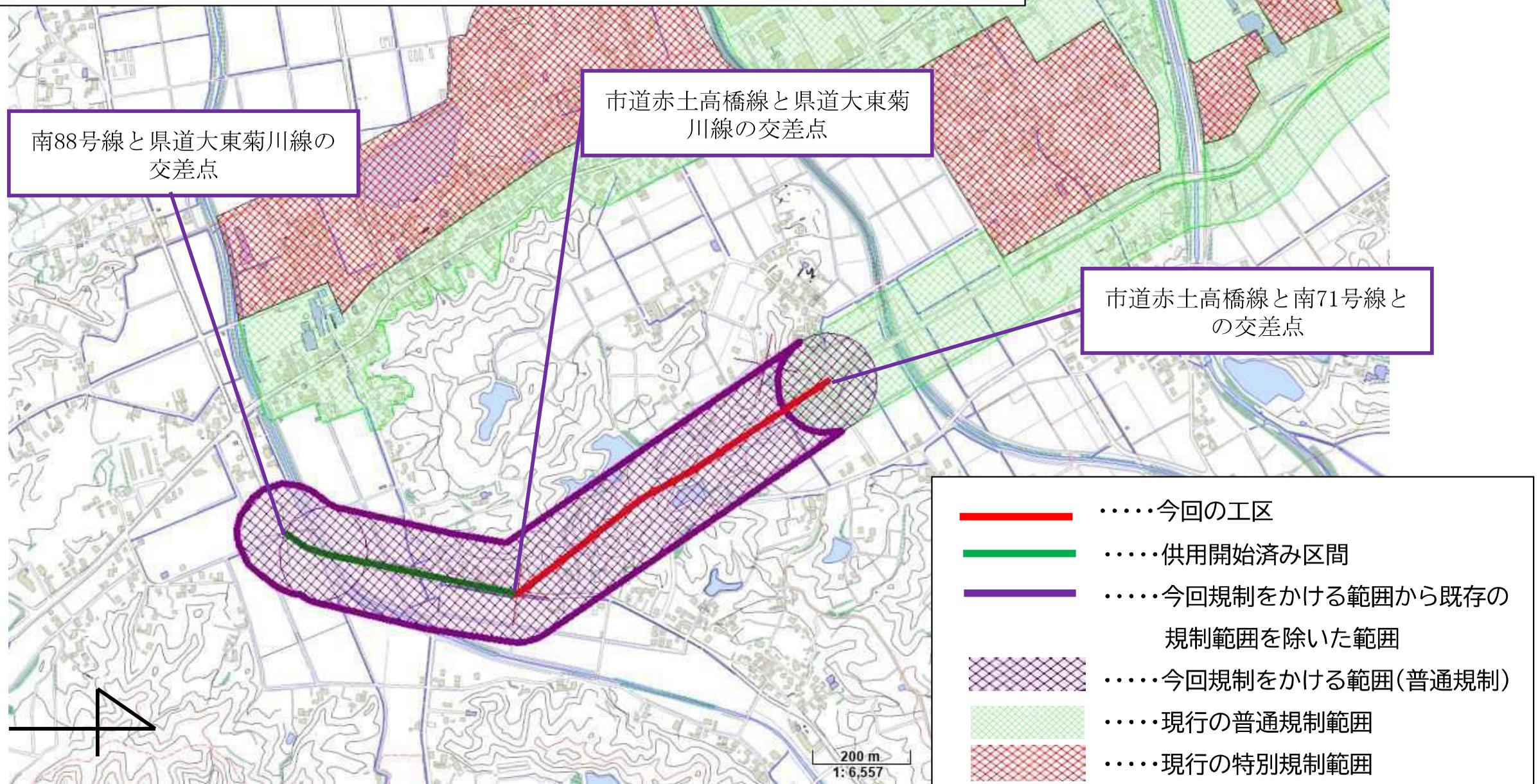
#### 2 施行期日

令和8年3月1日から施行する。

#### 3 位置図及び規制図

別紙のとおり

# 規制イメージ図(菊川市・赤土高橋線)



# 静岡県屋外広告物審議会

## 議案参考資料

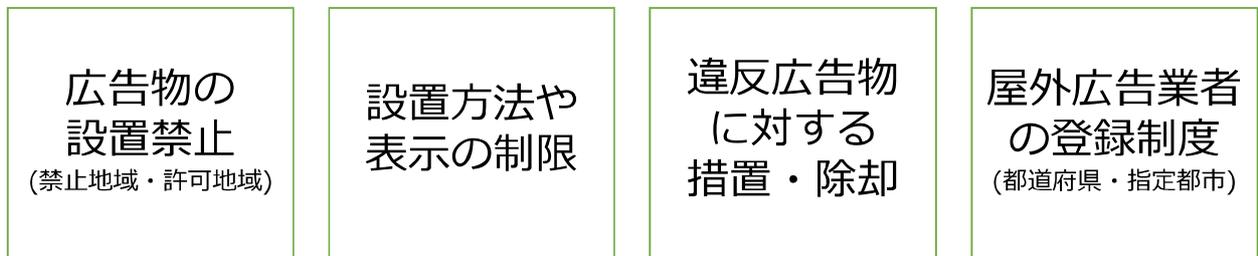
<制度概要等資料>.....	1 頁
<関係条文抜粋等>.....	4 頁
<別添資料>	
資料1 パブリックコメントの実施結果.....	8 頁
(県民から提出された意見とそれに対する県の考え方)	

## 屋外広告物法・条例の目的

- 目的**
- 1 良好な景観の形成、風致の維持**
  - 2 公衆に対する危害の防止**

この2つの目的を達成するため、屋外広告物・屋外広告業について必要な規制を、都道府県・指定都市・各市（景観行政団体）の条例で定めている。

（規制の例）



## 県屋外広告物条例の適用市町、許可事務の所管

- ・市町により適用条例や事務処理の権限が異なる。
- ・県の屋外広告物条例が適用されるのは、独自条例を制定していない市域（12市）及び町域（12町）。なお、市域については各市が許可事務等を行っている。

区 域		屋外広告物許可事務	
		適用条例	事務の所管
市	静岡市、浜松市 【2市】	市条例	市
	独自条例を制定した景観行政団体 【9市】	市条例（注）	市
	その他の市 【12市】	県条例	
町（郡部） 【12町】		県条例	県 （土木事務所）



白抜き...県条例適用市町

（注）景観行政団体による独自条例の制定...熱海市、袋井市、三島市、富士宮市、富士市、沼津市、御殿場市、裾野市、伊豆の国市景観行政団体である市町は、独自の屋外広告物条例を制定することができる。これにより、景観計画と整合したきめ細やかな地域区分の設定、地域の実情にあわせた規制・誘導が可能となる

## 地域による設置等の規制

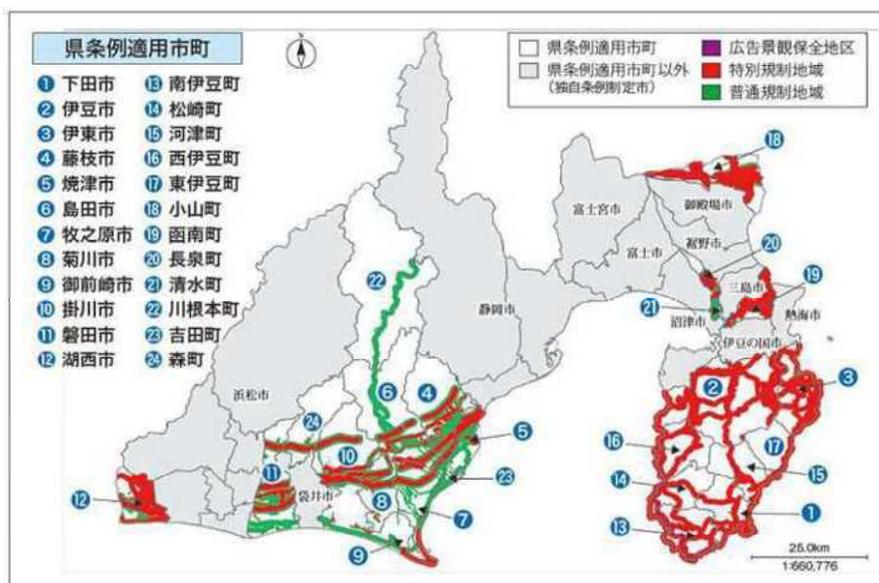
区分	規制地域名	特別規制地域	普通規制地域	規制地域外
	規制概要	原則設置は <b>禁止</b>	原則 <b>許可が必要</b>	許可無く設置可能
	地域特徴	自然景観、良好な沿道景観や住環境を保全する地域	用途地域や活発な都市活動が展開されている地域	左記以外の地域
<b>自家広告物</b> (自己の店名等を自己の店舗等に表示) 		<b>表示面積が5㎡を超える場合は許可により設置可</b> (要基準適合)	10㎡又は20㎡を超える場合は許可により設置可 (要基準適合)	許可無く設置可
<b>道標・案内図板</b> (目的地への誘導のため表示) 		<b>原則設置不可</b> やむを得ない場合*、許可により設置可 (要基準適合)	許可により設置可 (要基準適合)	
<b>一般広告物</b> (上記以外の広告物) 		<b>設置不可</b>		

※店舗等が主要な道路に接していないなど

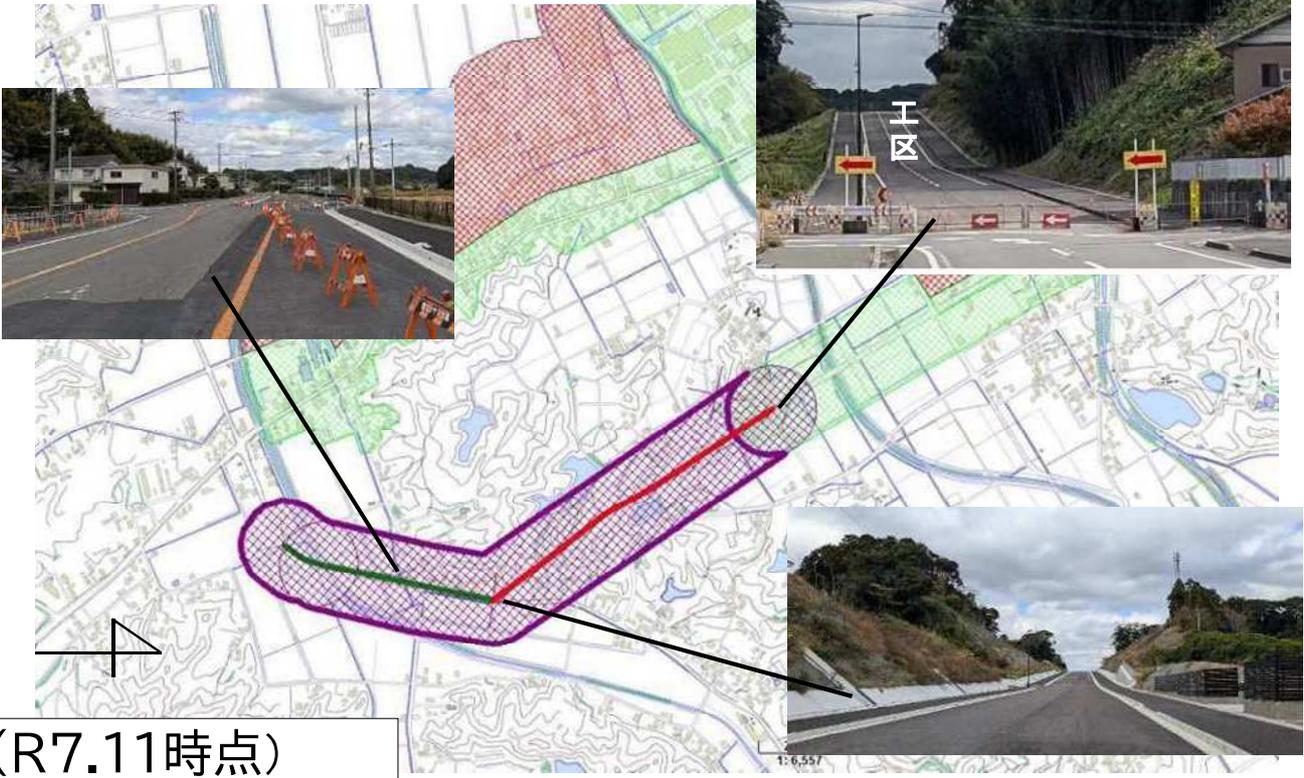
## 地域による設置等の規制

区分	主な場所等
特別規制地域	有形文化財・記念物周辺、伝統的建造建物群保存地区、第1・2種低層住居専用地域、東名・新東名、道路*、鉄道*、河川・海岸*、等
普通規制地域	用途地域、道路*、鉄道*、河川・海岸*、等

※知事が告示で指定する区域 (道路から○m以内等)



# 市道赤土高橋線 現況



(R7.11時点)

## 関係条文抜粋（第1号議案）

### 静岡県屋外広告物条例（抄）

#### （普通規制地域）

**第5条** 次に掲げる地域又は場所のうち特別規制地域に含まれない地域又は場所（以下「普通規制地域」という。）において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするとき（前条の規定により、広告物を表示し、又は掲出物件を設置することが禁止されている場合を除く。）は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 都市計画法第2章の規定により定められた用途地域
  - (2) 道路及び鉄道のうち、知事が指定する区間
  - (3) 第3条第6号又は前号に規定する区間から、1,500メートル以内の地域のうち知事が指定する区域
- (略)

#### （静岡県屋外広告物審議会の権限）

**第27条** 知事は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

- (1) 第3条第4号から第7号まで、第9号及び第10号、第5条第2号から第4号まで、第6条第1項第4号並びに第6条の2第1項の規定による指定並びにその指定の変更及び解除
  - (2) 第6条第1項第2号及び第4号、同条第2項第1号から第3号まで、第6号及び第9号、同条第3項第1号並びに第10条に規定する基準の設定並びにその基準の変更及び廃止
- 2 審議会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、広告物に関する重要事項を調査審議する。
- 3 審議会は、広告物に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。
- 4 知事は、第1項及び第2項の諮問を行うときは、県民の意見の聴取その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

平成10年4月1日静岡県屋外広告物条例改正時資料<抜粋>  
(平成9年度第2回静岡県屋外広告物審議会において議決)

知事の指定事項の見直し方針

2 指定の見直しの基本方針

(3) 道路及び鉄道の区間並びにこれらから接続する地域（特別規制地域及び普通規制地域）

ア 富士・箱根・伊豆、日本平、浜名湖周辺の道路を重視

イ スカイライン等眺望のよい道路については、1,000mの特別規制地域

ウ 富士山の景観を重視したい道路については、800mの特別規制地域

エ 自然景観を重視したい道路については、500mの特別規制地域

オ 東名高速道路及び新幹線については、

基本 特別規制地域 500m 普通規制地域 1,000m

富士山 特別規制地域 1,000m(富士山側) 普通規制地域 1,500m(富士山側)

カ バイパスについては、300mの特別規制地域

キ 景観保全のため必要な地域に500mの普通規制地域

ク 500m以上の特別規制地域が設定されている場合については、普通規制地域を設定しない。

ケ 面規制で対応可能なところは、削除

コ 規制解除地域については、以下のとおりとする。

(略)

**【県の運用方針】**

上記基本方針に基づき規制地域を決定するが、道路周辺の状況（見通し等）によっては規制の必要性を勘案の上、道路からの規制距離を決定し審議会に諮問する。

◆特別規制地域

区分	条 項	内 容
第 1 種 特 別 規 制 地 域	条例第3条第1号に規定する区域	都市計画法に基づく次の地域 ・第1種・第2種低層住居専用地域 ・風致地区 ・伝統的建造物群保存地区
	条例第3条第2号に規定する区域	文化財保護法に基づく次の地域 ・重要文化財、国宝又は重要有形民俗文化財に指定された建造物の周囲50メートル以内の地域 ・史跡、名勝、天然記念物に指定又は仮指定された地域 ・特別史跡、特別名勝、特別天然記念物に指定された地域
	条例第3条第3号に規定する区域	県文化財保護条例に基づく次の地域 ・指定有形文化財、指定有形民俗文化財に指定された建造物の周囲50メートル以内の地域 ・指定史跡、指定名勝、指定天然記念物に指定された地域
	条例第3条第4号に規定する区域	森林法に基づき指定された風致保安林のうち知事が指定する区域
	条例第3条第5号に規定する区域のうち特別地区の区域	県自然環境保全条例に基づき指定された自然環境保全地域のうち知事が指定する区域（特別地区）
	条例第3条第9号に規定する区域	河川、湖沼、海岸又はこれらから500メートル以内の地域のうち、知事が指定する区域
第 2 種 特 別 規 制 地 域	条例第3条第5号に規定する区域のうち普通地区の区域	県自然環境保全条例に基づき指定された自然環境保全地域のうち知事が指定する区域（普通地区）
	条例第3条第6号に規定する区域	・東名高速道路及び東海道新幹線の全区間 ・新東名及び上記以外の道路及び鉄道の知事が指定する区間
	条例第3条第7号に規定する区域	上記道路及び鉄道の区間から1,000メートル以内の地域のうち知事が指定する区域
	条例第3条第8号に規定する区域	都市公園、カントリーパーク
	条例第3条第10号に規定する区域	静岡空港の区域のうち知事が指定する区域及び当該区域の周囲500メートル以内の地域
	条例第3条第11号に規定する区域	官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の敷地内

◆普通規制地域

区分	条 項	内 容
第 1 種 普 通 規 制 地 域	条例第5条第1号に規定する区域のうち第2種普通規制地域以外の区域	都市計画法に基づく次の地域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種・第2種中高層住居専用地域</li> <li>・第1種・第2種住居地域</li> <li>・準住居地域</li> <li>・準工業地域</li> <li>・工業地域</li> <li>・工業専用地域</li> <li>・近隣商業地域（容積率300%未満の地域に限る。）</li> </ul>
	条例第5条第2号に規定する区域	道路及び鉄道の知事が指定する区間
	条例第5条第3号に規定する区域	知事が指定した道路及び鉄道の区間から1,500メートル以内の地域のうち知事が指定する区域
	条例第5条第4号に規定する区域	河川、湖沼、海岸又はこれらから500メートル以内の地域のうち、知事が指定する区域
第規 2制 種地 普域 通	条例第5条第1号に規定する区域のうち右記の区域	都市計画法に基づく次の地域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・商業地域</li> <li>・近隣商業地域（容積率300%以上の地域に限る。）</li> </ul>

# 静岡県屋外広告物審議会規則

(昭和49年3月22日規則第18号)  
最終改正 平成27年3月31日規則第42号

(趣旨)

**第1条** この規則は、静岡県屋外広告物条例(昭和49年静岡県条例第16号)第26条第6項の規定に基づき、静岡県屋外広告物審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

**第2条** 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 県議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 屋外広告業を営む者を代表する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(会長)

**第3条** 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会開会の日の少なくとも3日前に、会議の期日、場所及び審議の事項を委員に通知しなければならない。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取)

**第5条** 審議会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(幹事)

**第6条** 審議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、交通基盤部都市局景観まちづくり課において処理する。

(雑則)

**第8条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、静岡県屋外広告物条例(昭和49年静岡県条例第16号)の公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に静岡県屋外広告物審議会規程(昭和24年静岡県規則第73号)第2条第1項又は第10条第1項に規定する委員又は幹事である者は、この規則第2条又は第6条第2項に規定する委員又は幹事として任命されたものとみなす。

附 則(昭和50年3月31日規則第37号抄)

(施行期日)

1 この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月30日規則第30号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月31日規則第31号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月31日規則第40号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第24号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第29号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第18号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第42号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。